

監査機能の強化についての方針

1. 趣旨

- ・地方公共団体の監査制度について、国の地方制度調査会においては、監査の実効性確保のあり方として、統一的な監査基準の必要性や監査の独立性・専門性のあり方等について、必要な見直しを行うべきとしている。（第31次地方制度調査会答申）
- ・一方、本市が加入する全国都市監査委員会においては、平成28年度に都市監査基準が制定され、平成29年度には「監査等の実務ガイドライン（仮称）」の策定が予定されている。
- ・恵庭市においても、行政運営に対する監査委員のチェック機能が十分に働くことが重要であり、さらなる監査機能等の充実強化を図るため、今後の方針を策定するものである。

2. 監査機能の充実強化

- ・次の項目を設定し、監査機能の充実強化を図り、監査等（監査、検査、審査）を実施することとする。

(1) 監査計画、基本方針等の見直し

- ・全国都市監査委員会の都市監査基準の制定等を踏まえ、これまでの監査計画、基本方針等の見直しを図る。

(2) 監査関係例規の整備

- ・監査委員監査規程の全部改正、監査等の結果の取扱基準の制定等、監査関係例規の見直しと整備を図る。また、「監査業務マニュアル」を全部改定する。

(3) 監査委員会議の設置・開催

- ・監査委員間の連携と調整の強化を図るため、監査委員会議を設置し、定期的を開催する。

(4) 監査委員の業務分担

- ・監査委員の特性を十分に活かし、監査委員間の業務分担を図る。

(5) 効率的な監査等の実施

- ・監査等の種類ごとに監査の着眼点を整理し、監査委員、事務局の役割分担を図り、監査等を効率的に実施する。

(6) 監査等に関する市民へのわかりやすい周知の推進

- ・市ホームページを活用し、市民に監査計画、監査等の結果を周知しているが、わかりやすい掲載内容とするため、見直しを図る。

(7) 監査等に関する専門性の向上

・監査等に関する専門性の向上を図るため、地方公会計、企業会計及び関連する分野等に関する内部研修の実施を図る。

(8) 事務局職員の専門性と人材育成

・事務局職員は、監査等の使命を理解し、監査委員を補助する役割を担っている。職員に求められる人材・能力は次のとおり。

《監査事務局職員に求められる人材・能力》

- ①法令、条例、規則等を理解し、常に研修に心がけている職員
- ②市政の現状に関心を持っている職員
- ③財務会計（普通会計、公営企業会計）の実務に一定程度経験のある職員
- ④監査業務という仕事にやりがい、使命感を感じ、自己研鑽の意識が高い職員
- ⑤監査委員との十分な連携と調整、指摘事項等の受検課、職員への説明と調整等、リスク管理、コミュニケーション能力、指導力の高い職員

・職員の人材育成の方向としては、日常的な監査業務の経験の中から、監査能力の向上を自らが図ることを基本とし、OJTや監査委員も含めた内部研修の実施、全国都市監査委員会や市の派遣研修を受講することで資質向上を図る。